

說明資料

西予市長の発言 2020年4月

6時08分に野村ダムから1750トンの連絡があったことについて
〈発言内容〉

パニックというか想像つかんかったですね。「それだけのものを流すということで大変になるな。」ということは思いましたけれども。

今考えれば、「『野村ダムから1700トンくらいが放流される、危ないから逃げろ。』とかいうことが言えたのかもしれないな。」という気はします。やっぱりそういうことはしないといけないんだな、と思いますけれども、当時は、冷静にならんといけんのでしょうけど、ちょっと混乱していたと思います。」

〈解説〉

大変な結果になると思った。今考えれば、「1700トンくらいが放流される。危ないから逃げろ」と言えたし、しないといけなかった。混乱して、冷静に対応できなかったのも、住民へ伝えることができなかった。

西予市長のコメント(動画)



平成17年11月18日の会議資料

平成16年と平成17年の合計4つの台風
大きな被害を受けて、対策について検討した会議

起こった水害について、新旧操作規則の比較をしている。
平成16年23号台風と平成17年14号台風について検討

- ① 新規則は大規模洪水には効果が少ない
- ② 旧操作規則でも、水害は防げなかった

結論 だから、鹿野川ダム改造と山鳥坂ダム
建設が必要

しかし、16年16号台風を資料から省いている。

16年16号台風は 浸水家屋921戸
コンビニの天井まで 過去40年間で最大

肱川のダム操作について

平成17年11月18日

国土交通省大洲河川国道事務所
山鳥坂ダム工事事務所
野村ダム管理所
愛媛県

どうして、平成16年16号台風について資料を提出していないのか

平成16年16号台風についても、最大の水害だから、新旧操作規則の比較をしたはず

平成16年16号台風について、旧規則を適用したらどうなるのか

平成16年16号台風の被害者で作られた「水害を考える会」が、平成17年に京都大学土木工学関係のグループに水害について調査依頼

そこで、宇民和歌山大学教授らが分析

→旧規則であれば、毎秒1200トン以内に抑えられて、水害が起こ
らなかつた

lno_dam0402a.f 2005/11/1 15:1
 dat/lno_dam_damga.txt
 dat/lno_dam0402.txt

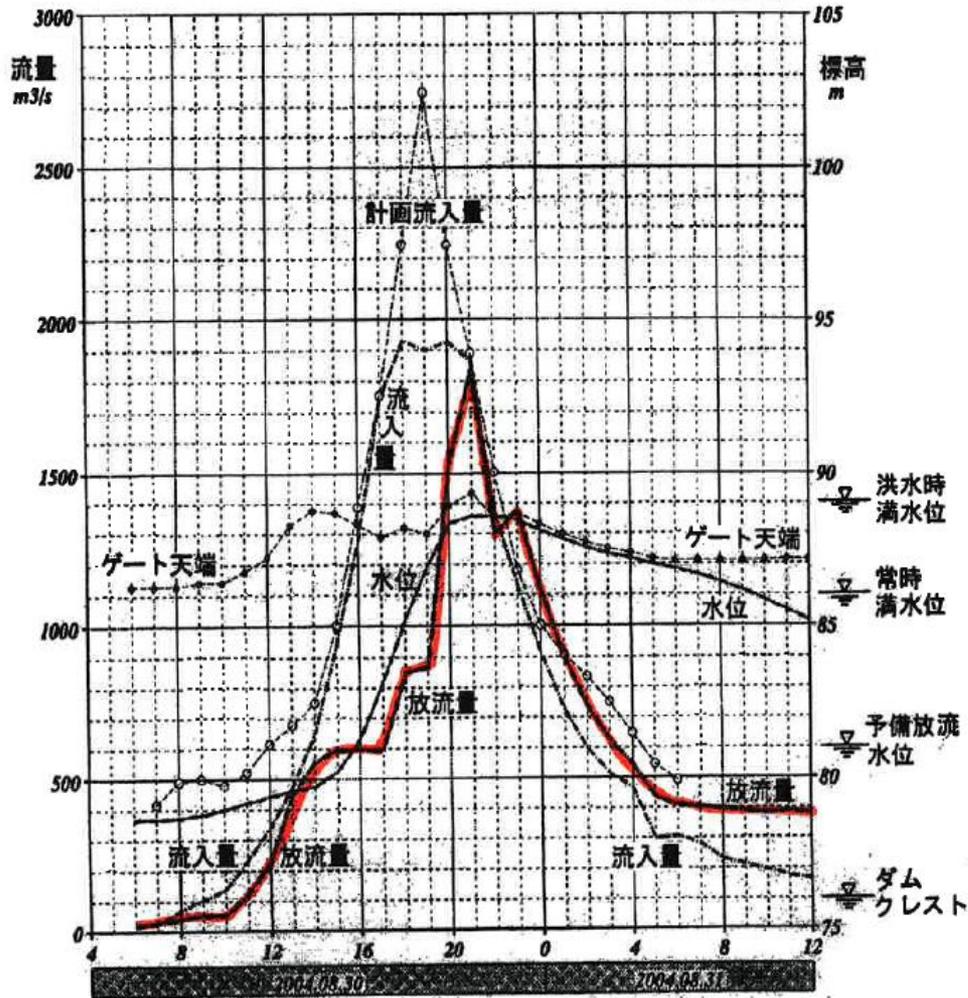


図 2.11 平成 16(2004)年洪水時のダム操作実績図

資料では時間ごとの水位・流量に関する数値が記されている。それらを図化したもの。

- ・最大流入量=1931.6m³/s
- ・最大放流量=1832.1m³/s
- ・最大流量低減量=99.5m³/s
- ・貯水池最高水位=88.6m

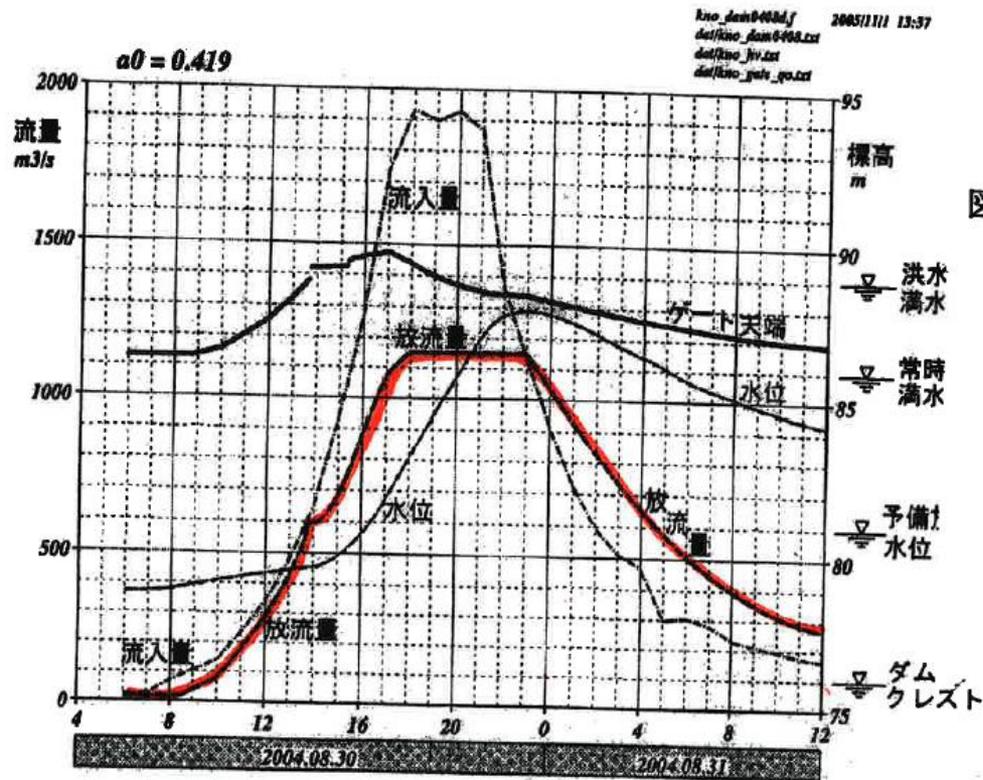


図 2.13 鹿野川ダム旧操作規則により平成 16 (2004) 年洪水を調節した場合のシミュレーション

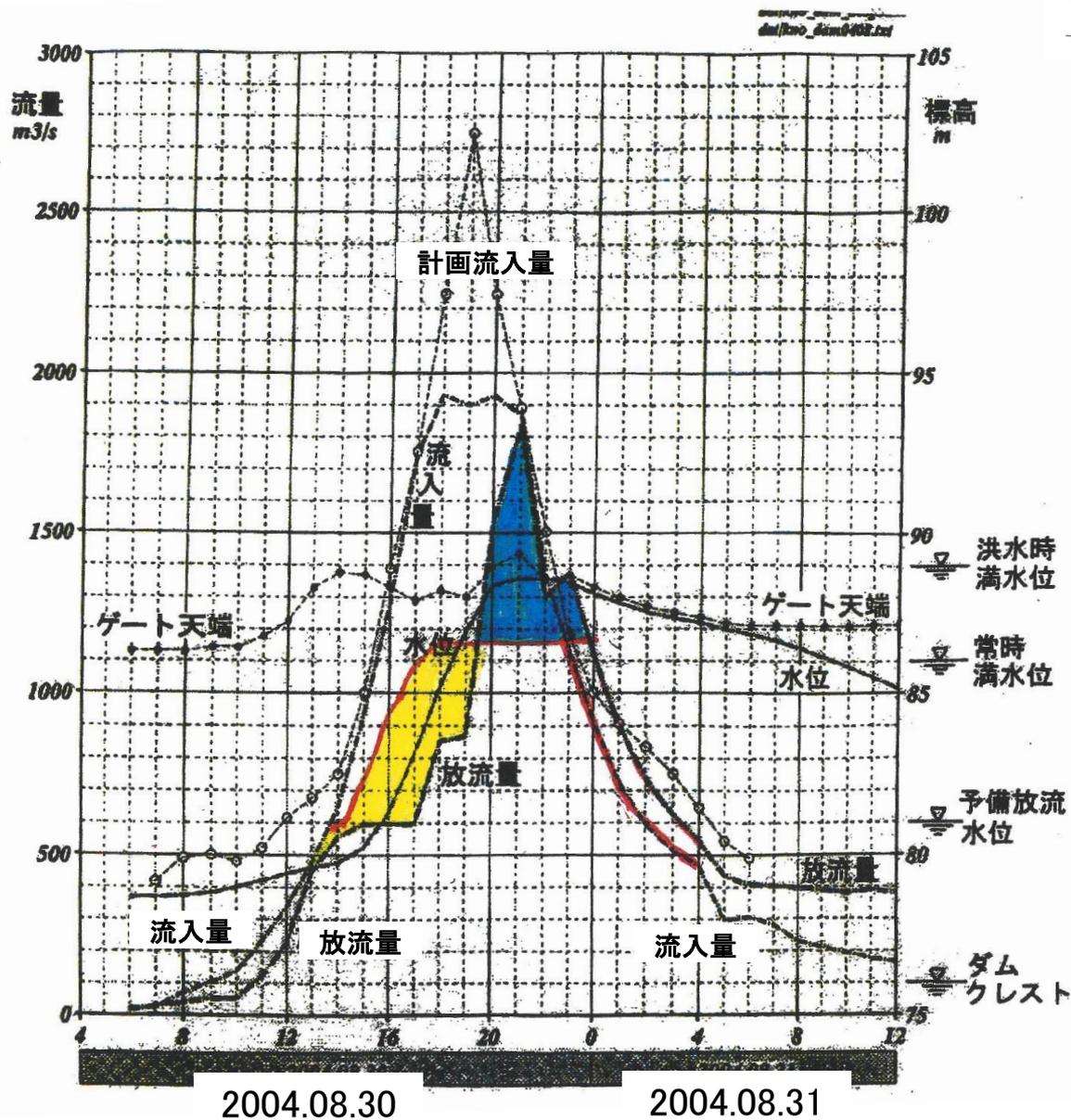
最大流入量 = $1931.6 m^3/s$
 最大放流量 = $1157.9 m^3/s$
 最大流量低減量 = $773.7 m^3/s$
 貯水池最高水位 = $87.9 m$

平成16年台風16号

と は同じ水量

旧規則の放流量

新規規則の放流量



旧規則であれば、40年間の最大の水害が生じなかったことを、明らかにしたくなかった。

明らかにすれば、当然、平成8年に操作規則を変更した責任が生じる。操作規則を元に戻してほしいと言われる。

それでは困るから、平成16年16号台風の旧規則のシュミレーションを伏せた。新規則では大規模洪水に対応できず、大きな被害が起こることを隠した。

ダム改造と山鳥坂ダム建設に向かわせたいから

もう1つの不可解

平成16年16号台風は、中規模洪水ではないか

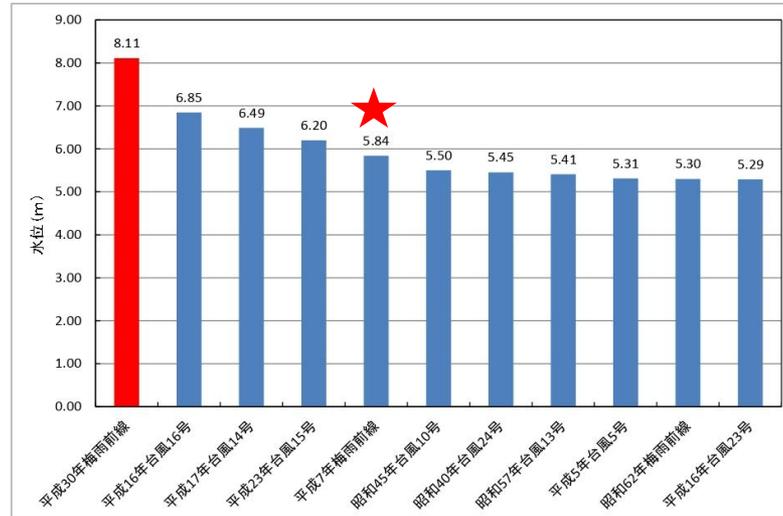
当時の資料1931 m³/s 検証では 2008 m³/s

中規模洪水にも対応できないことが判明する。

ますます、ダム側の説明の誤りが明らかになる。

2.1 気象概要 大洲第二地点(基準点)の水位

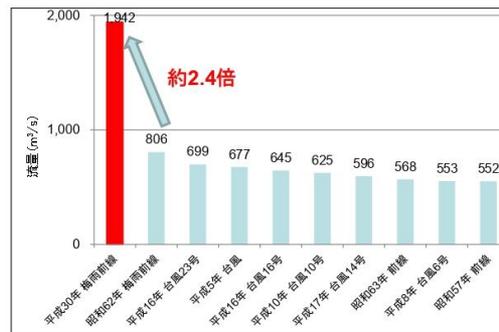
■大洲第二地点(基準点)の水位は、既往最大(8.11m)を観測。



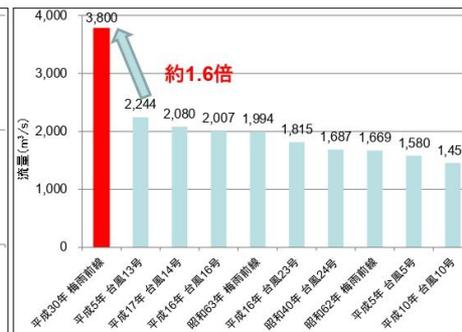
大洲第二地点(基準点)水位 ※数値は速報値であり今後変更となる場合がある。10

2.1 気象概要 野村ダム・鹿野川ダムのダム流入量

■野村ダム・鹿野川ダムは、既往最大を大きく上回る流入量を観測。



野村ダム最大流入量



鹿野川ダム最大流入量

※数値は速報値であり今後変更となる場合がある。

※対象データは野村ダム管理開始以降(昭和57年～)

※対象データは鹿野川ダム管理開始以降(昭和34年～)

国土交通省本省の平成16年豪雨対策

平成16年災害対策緊急アクションプランを提言
平成17年事前放流実施の通達

一般のダムにおいては大規模洪水対応の操作規則
それでも不十分だと国土交通省本省河川部は認識

四国地方整備局は、本省が、大規模洪水対策に力を入
れていることが分かったはず

大規模洪水に対応できない操作規則をそのままにして
おいてはいけない。

→ 操作規則を見直す動きになるはずなのに・・・ 逆方
向

豪雨災害対策緊急アクションプラン

平成16年12月10日

国土交通省

今年の一連の深刻な豪雨災害から明らかになった新たな課題に的確に対応して、自然災害に対して安全で安心な社会の形成を図る必要がある。

国土交通省としても、これまでの災害対策を抜本的に改善していくこととしており、平成16年11月11日に社会資本整備審議会河川分科会に豪雨災害対策総合政策委員会を設け、改善すべき内容について審議いただいていた。来春を目途に全体の提言がまとめられる予定であるが、緊急的に対応すべき事項については12月2日に「総合的な豪雨災害対策についての緊急提言」としてまとめられた。

国土交通省としては、この緊急提言を受け、別紙の通り、各種施策について時限や数値目標を設けて緊急的かつ強力にその具体化を図るものとし、関係機関と密接な連携を図りつつ、速やかに制度創設の予算要求や法的措置の検討をはじめとする必要な措置を講ずるものとする。

なお、同委員会が来春を目途に引き続き審議を進められ全体を通した提言がまとめられ次第、それらについても具体化を図っていくこととする。

1.9 国土交通省所管ダムにおける事前放流の実施について

平成17年3月30日 国河流第20号
北海道開発局長
各地方整備局長
国土交通省河川局長 から 沖縄総合事務局長 あて
(独)水資源機構理事長
道府県知事

近年の全国各地の洪水による甚大な災害に際し、国土交通省として平成16年12月10日に「豪雨災害対策緊急アクションプラン」をとりまとめたところである。このうち、防災機能を一層向上させるための既存施設の有効活用として、国土交通省所管ダムの事前放流の検討をはじめとする必要な措置を講ずることとした。

については、貴所管ダムについて速やかに事前放流等を検討し、その結果に基づき、随時実施されたい。

※下線部は地方整備局等あて、(独)水資源機構あての場合。道府県あての場合は、下線部「随時実施を願いたい。」

「令和2年4月22日国水環第10号により廃止」

事前放流とは

事前放流は、洪水調節を実施する前に利水容量の一部を放流することで、その容量を洪水調節容量に転用するものである。

洪水が起こる前に利水の水を放流する

洪水が起こるのがわかっているから利水側の理解は容易

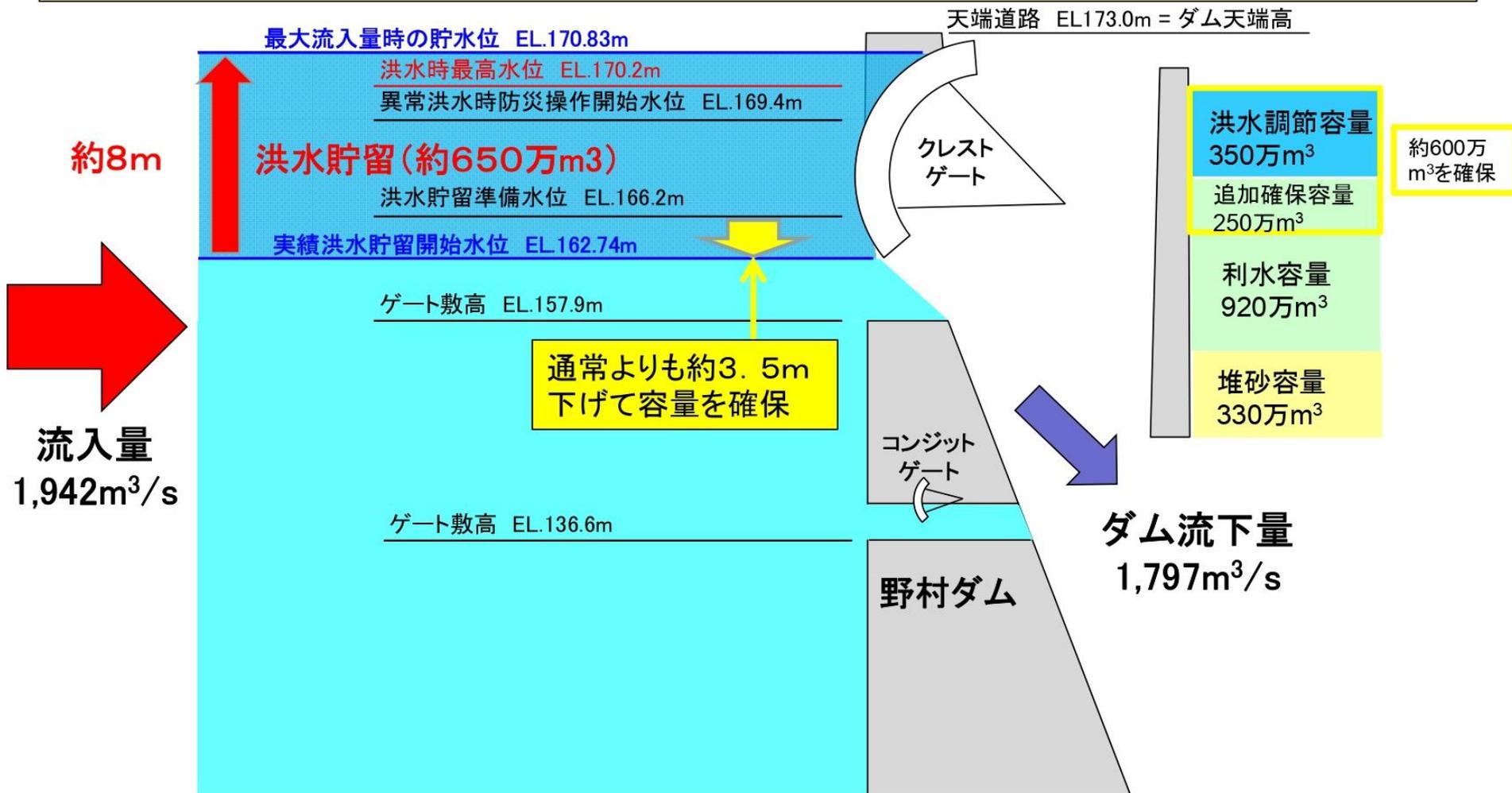
本件水害の場合には、電話一本で了解

京都大学グループの資料では、事前放流を組み入れていない。

事前放流を加えれば、旧規則であれば、余裕をもって水害を防げた。

野村ダムの洪水貯留イメージ

- 通常の貯水位よりも約3.5m下げて通常の約1.7倍の洪水を貯留する容量(約600万m³)を確保。
- 今回、洪水時最高水位を超え、施設構造上最大貯めることが可能となる水位(171.5m)付近まで貯留。



四国地方整備局は本来であれば

四国地方整備局は、平成17年の会議で、平成8年の操作規則の変更で多大な被害を与えてしまったことを詫びて、

「操作規則を大規模洪水にも対応できるように是正すること、これと併せて、事前放流を十分に行って、二度と水害が起こらないようにすること」を報告すべきであった。

しかし、ダム改造と山鳥坂ダム建設に向かわせたいから、それをせず、**本件水害を生じさせた。**